

2017 年日本政府年次報告
「社会保障の最低基準に関する条約（第 102 号）」
（2012 年 6 月 1 日～2017 年 5 月 31 日）

1. 質問 I 前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。
2. 質問 II について
今回の修正は、数値または数式の修正のため、前回までの報告に追加又は変更すべき部分には下線部を引いている。

第 15 条関係

- C (i) A 保護対象被用者数 4, 111 万人（被用者保険被保険者数）
（2016 年 3 月 31 日現在）
- B 被用者（雇用者※）総数 5, 729 万人（2015 年平均）
※会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得
ている者及び会社、団体の役員
- C 被用者（雇用者）総数に対する保護対象被用者数（被用者保険被保険者数）
の百分率 71.7%

第 16 条関係

（第 65 条関係の I について）

- A (i) 健康保険法に基づく傷病手当金は、労務不能の日 1 日につき、直近 12 か月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当する金額が支給される。
- なお、被保険者期間が 12 か月に満たない者については、
- ① 当該被保険者の被保険者期間における標準報酬月額の平均額の 30 分の 1 に相当する額
 - ② 当該被保険者の属する保険者の全被保険者の標準報酬月額の平均額の 30 分の 1 に相当する額
- のいずれか低い額を算定の基礎とする。
- (ii) 健康保険法においては、2003 年度より毎年 4 月から 6 月までの 3 ヶ月に支払われた報酬の平均に基づき、報酬月額を決定することとされた。決定された標準報酬月額はその年の 9 月 1 日から翌年の 8 月 31 日までの 1 年間使用されることとした。
- なお、途中昇給降給等により固定給に変動があり、その月以降引き続く 3 ヶ月の平均報酬月額の等級が現在の等級に比べて二等級以上の差がある時は、4 ヶ月目から当該変動後の新報酬額に改定する（随時改定）。

第 21 条

- C (i) A 保護対象被用者数 4, 087 万人（雇用保険被保険者数）
（2015 年 3 月 31 日現在）
- B 被用者（雇用者）総数 5, 729 万人（2016 年平均）
- C 被用者（雇用者）総数に対する保護対象被用者数（雇用保険被保険者数）の

百分率 71.3%

第22条

(第65条関係のIについて)

A (i) 雇用保険法に基づく失業給付として支給される基本手当の日額は、離職時の年齢が60歳未満の場合、離職前6ヵ月間の賃金日額（離職前6ヵ月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額とする。）の50%から80%（別紙1参照）までである。

(ii) 第65条3の規定を援用しており、給付の計算に当たって考慮される勤労所得（平均賃金日額）の最高限度額は、15,550円（日額）である。

・基本手当の給付率、また給付の計算に当たって考慮される勤労所得（賃金日額）の上限額は別紙1のとおりである。

B 1 雇用保険適用産業の中で、2015年において、被保険者数が最大である製造業（大分類）内の、電気機械器具（中分類）を選んだ。

2 2015年度の平均給与額（同年の各月における平均定期給与額）に基づいて計算されている。

第26条関係

(1) 老齢給付の受給資格年齢

厚生年金保険法に基づき支給される特別支給の老齢厚生年金について、定額部分は、女子は64歳になったときから支給される。報酬比例部分については、男子は62歳、女子は60歳である。

第27条関係

C (i) A 保護対象被用者数 4,127万人（厚生年金保険被保険者）

（2015年3月31日現在）

B 被用者（雇用者）総数 5,729万人（2016年平均）

C 被用者（雇用者）総数に対する保護対象被用者数（厚生年金保険被保険者）

の百分率 72.0%

第28条関係

(第65条関係のIについて)

A (i) 老齢基礎年金

給付月額（平成29年度）＝779,300（満額）× $\frac{(a+b+c+d+e)}{480} \div 12$

a・保険料納付月数

b・保険料全額免除月数×(1/2)

c・保険料3/4免除月数×(5/8)

d・保険料半額免除月数×(3/4)

e・保険料1/4免除月数×(7/8)

※ カッコ内は、平成 21 年 4 月以降の保険料免除期間

② 老齢厚生年金

・ 65 歳以上の者に支給される老齢厚生年金

給付月額＝{(平均標準報酬月額)×(9.5/1000～7.125/1000)×(2003 年 3 月までの被保険者期間の月数)+(平均標準報酬額)×(7.308/1000～5.481/1000)×(2003 年 4 月以降の被保険者期間の月数)}
÷ 12

・ 60 歳～64 歳の者に支給される老齢厚生年金

○報酬比例部分＝老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算

○定額部分＝1,628×改定率(0.998)×生年月日に応じた率×被保険者の月数

(第 65 条関係の VI について)

1 及び 2 2017 年 4 月については、前年の消費者物価変動率がマイナス 0.1%であり、それに応じて、年金額もマイナス 0.1%の改正を行った。

第 29 条関係

2. 老齢厚生年金

① 65 歳以上

(1) (給付の計算)

給付月額＝{(平均標準報酬月額)×(9.5/1000～7.125/1000)×(2003 年 3 月までの被保険者期間の月数)+(平均標準報酬額)×(7.308/1000～5.481/1000)×(2003 年 4 月以降の被保険者期間の月数)}
× ÷ 12

② 60 歳～64 歳

○報酬比例部分＝老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算

○定額部分＝1,628×改定率(0.998)×生年月日に応じた率×被保険者の月数

第 70 条

(i) 傷病給付（第 3 部）について

給付等に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をすることができ、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。なお、決定の取消の訴え（行政事件訴訟等）を起こす場合は、原則として、審査請求の決定を経た後であれば、司法裁判所に対して訴えを提起することができる。

(ii) 失業給付（第 4 部）について

失業給付に関する処分に不服がある者は、各都道府県の雇用保険審査官に対して審査請求をすることができ、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。なお、決定の取消の訴え（行政事件訴訟等）を起こす場合は、原則として、審査請求の決定を経た後であれば、司法裁判所に対して訴えを提起することができる。

第71条

1. 第4部（失業給付）及び第5部（老齢給付）について、給付を要する財源は、使用者及び被用者の拠出する保険料並びに国庫負担から成っており、各拠出金及び国庫負担の率は、次のとおりである。

部門	使用者拠出率	被用者拠出率	国庫負担金
第4部 失業給付 (<u>2017</u> 年)	賃金の0. <u>3</u> % (農林水産業等 0. <u>4</u> %) (建設業0. <u>4</u> %)	賃金の0. <u>3</u> % (農林水産業等0. <u>4</u> %) (建設業0. <u>4</u> %)	事務費の全額及び 給付費の25% (当分の間は本来 の負担額の55% に引下げ。また、 2017年4月1日 から2020年3 月31日までの期 間は負担額の10 %に引下げ。)
第5部 老齢給付 (厚生年金 保険) (<u>2016</u> 年)	標準報酬月額 <u>の9. 0</u> <u>91</u> %	標準報酬月額 <u>の9. 091</u> %	老齢厚生年金につ いては、原則として 国庫負担はない。
(国民年金) (<u>2017</u> 年)	保険料は、全額本人負担。定額 <u>16,900</u> 円。ただし、被用者及びその配偶者については、被用者年金各制度から国民年金への拠出金で負担されている。 国庫負担は、老齢基礎年金に係る費用の1/2である。		

6 (i) 給付（老齢給付）

- ・老齢給付について、2017年にはマイナス0. 1%の改定を行った。

(ii) 拠出金の率（失業給付）

- ・失業給付については、2016年4月1日から保険料率が1. 0%から0. 8に引き下げられ、2017年4月1日から2020年3月31日までの間さらに0. 6%に時限的に引き下げられた。

第72条

(失業給付)

法律に基づいて厚生労働省内に設置されている労働政策審議会を通じて参加している。

労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応じ雇用保険法等の施行に関する重要事項を審議するほか必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し又はその報告を求めることができる。同審議会は、労働者を代表する者（雇用保険の被保険者を代表する者を含む。）、雇用主を代表する者及び公益を代表する者各10人ずつの30人で構成されている。

【2013年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて】

○ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

短時間労働者に対する厚生年金の適用を拡大する目的は、被用者でありながら、被用者保険の恩恵を受けられない短時間労働者に対するセーフティーネットを強化すること等である。

2016年10月から、今まで適用対象であった週30時間以上働く方に加えて、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方等まで、厚生年金の適用を拡大した。

さらに、2017年4月からは、従業員500人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば厚生年金に加入できるよう見直しを行い、より多くの短時間労働者の方が、これまでより厚い保障を受けられることとした。

○ 年金受給資格期間の短縮

年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、当初は消費税10%引き上げ時の2015年の10月とされていたが、消費税の引き上げは2019年10月まで延期されることとなった。

しかしながら、無年金の問題は喫緊の課題であり、より多くの人を年金の受給対象とするため、予算を確保した上で、2017年8月に上記の年金受給資格期間の短縮を実施することとしている。

3. 質問Ⅲについて

- (ii) 失業給付に関する法令及び行政規則等の適用は、厚生労働省に委任されている。これらの法令に基づく雇用保険事業の運営は、厚生労働省職業安定局が所管しており、各都道府県に置かれている労働局職業安定主務課がその事務の一部を委任されており、公共職業安定所が窓口業務を担当している。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

- (使用者団体) 日本経済団体連合会
- (労働者団体) 日本労働組合総連合会

2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者（特定理由離職者）の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注）「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日、有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者に対しては原則90日～150日であるが、平成29年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額（※）

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,740円	6,370円
30歳以上45歳未満	14,150円	7,075円
45歳以上60歳未満	15,550円	7,775円
60歳以上65歳未満	14,860円	6,687円

ロ 基本手当の給付率（※）

（60歳未満）

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,290円～ 4,580円	80%	1,832円～ 3,664円
4,580円～11,610円	80～50%	3,664円～ 5,805円
11,610円～15,550円	50%	5,805円～ 7,775円

（60歳以上65歳未満）

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,290円～ 4,580円	80%	1,832円～ 3,664円
4,580円～10,460円	80～45%	3,664円～ 4,707円
10,460円～14,860円	45%	4,707円～ 6,687円